

浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、親元からの自立や精神科病院からの退院、入所施設等からの退所に当たり、ひとり暮らしによる地域での生活への移行を希望する障がい者に対し、ひとり暮らしに向けた宿泊体験の場を提供することにより、地域で自立した生活を目指す障がい者を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、障がい者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

(実施主体)

第3条 浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業（以下「本事業」という。）は、法の規定する、障害福祉サービス及び相談支援並びに市及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき実施するものとし、その実施主体は浜松市とする。

(事業の委託)

第4条 本事業にかかる業務は、その内容の専門性に鑑み、効率的かつ効果的な執行を図るため、法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターの業務の委託を受けた事業者（以下、「事業者」という。）が行うものとする。

(事業の内容)

第5条 地域で自立した生活を目指す障がい者に対して、ひとり暮らしに向けた宿泊体験の場を提供するとともに、他の支援機関と連携し、障害福祉サービスの利用を含めた地域での生活のコーディネート及び体験利用前後の評価を行うものとする。

(利用対象者)

第6条 本事業の利用対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する障がい者
- (2) 市税を完納していること
- (3) 現にひとり暮らし等の自立した生活をしていない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に支援を必要と認める者は、本事業を利用することができる。

(利用の申込等)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、障がい者ひとり暮らし体験支援事業利用申請書（第1号様式。以下「利用申請書」という。）に、市税納付確認同意書（第2号様式）および法第5条第18項に規定する相談支

援を提供する事業所又は浜松市が委託する浜松市障がい者相談支援センターが作成する意向確認書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による利用申請書及び意向確認書の提出は、事業者を経由して行うものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の利用申請書を受理したときは、必要な調査及び審査を行い、その適否の決定を行い、浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業利用決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により利用の決定を行った場合は、浜松市障がい者ひとり暮らし体験支援事業の利用者の決定について（第4号様式）により、事業者に通知するものとする。

(利用の期間)

第9条 事業を利用できる期間は、1回あたり8日以内とする。

(利用者の費用負担)

第10条 利用者は、事業に係る経費のうち、必要な食費等の実費を負担するものとする。

(評価)

第11条 利用者は、本事業の利用を終了した後、自己評価を実施し、その結果を事業者に報告するものとする。

- 2 前項の規定により、自己評価の報告を受けた事業者は、他の支援機関の意見も踏まえ、本事業に関する評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(利用決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により利用申請を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本事業を利用することが不適當であると市長が認める場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。